

ID: 1

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	庁舎の使用の許可		
例規名 根拠条項	東大和市庁舎管理規則 第5条第1項		
例規番号	昭和45年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(庁舎の使用及び立入りの規制)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する場合において、庁舎を使用しようとする者は、庁舎使用申請書(第1号様式)を提出し、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 傍聴、見学及び集会などの目的のため、集団で庁舎へ入ろうとするとき。</p> <p>(2) 庁舎において物品の販売、保険の勧誘などの商行為、寄付の募集その他これに準ずる行為をしようとするとき。</p> <p>(3) 庁舎において張り紙、印刷物の掲示、立札又は立看板などを掲出しようとするとき。</p> <p>(4) 庁舎において、印刷物その他の文書、図画などを配布しようとするとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、公用の目的以外に庁舎を一時使用しようとするとき。</p> <p>2 前項の規定により許可するに当たって、庁舎管理者は、必要な条件を付けることができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	物品の搬入及び搬出の許可		
例規名 根拠条項	東大和市庁舎管理規則 第9条		
例規番号	昭和45年規則第17号		
【基準】 第9条の規定による。 (物品の搬入及び搬出) 第9条 機器具及び物品等を庁舎に運び入れ又は運び出すときは、庁舎管理者等の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市行政財産使用料条例 第5条		
例規番号	昭和43年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 市長(教育委員会の管理する行政財産に係るものについては、教育委員会。以下同じ。)は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体その他公共的団体において公用又は公共用に供するため使用する時。</p> <p>(2) 市の指導監督を受け、市の事務事業を補佐又は代行する事務事業の用に供するため使用する時。</p> <p>(3) 行政財産の使用の許可を受けた者が、地震、水害、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	東大和市行政財産使用料条例 第7条ただし書		
例規番号	昭和43年条例第22号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	使用者の決定
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第10条第1項
例規番号	平成9年条例第28号
<p>【基準】</p> <p>第6条、第7条、第9条及び第10条の規定による。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅を使用することができる者(第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。)を含む。)は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市の区域内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) 収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に使用者の居住の安定を図る必要があるものとして第5項で定める場合 214,000円</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(5) 市営住宅を使用させることが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないこと。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを必要としない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度のもの</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障</p>	

害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、市営住宅の使用の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該使用の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 第2項本文に規定する者に使用を許可する市営住宅は、居室数が2室以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が定める規格の住宅とすることができる。

5 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合
- (3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合
- (4) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
(使用者の資格の特例)

第7条 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる条件を具備する者を同項第1号、第2号及び第4号に掲げる条件を具備する者とみ

なす。

- 2 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする使用者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に使用の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第2号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。
- 3 前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の使用人は、同項各号(同条第2項本文に規定する者にあつては、同条第1項第1号及び第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(使用者の選考の方法)

第9条 市長は、市営住宅の使用の申込みをした者の数が、使用を許可すべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽選により使用者を決定する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者
- (6) 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、使用の申込みをした者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から、使用者を決定することができる。

3 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅を使用することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅を優先的に使用させるため、選考により使用者を決定することができる。

(使用者の決定等の通知)

第10条 市長は、市営住宅の使用人を決定したときは、当該使用者として決定した者(次条第2項の規定により使用者として決定した者を含む。以下「使用決定者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、借上げに係る市営住宅の使用人を決定したときは、当該使用決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の終了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

3 市長は、使用の申込みをした者を使用者として決定しなかったときは、その旨とともにその理由を通知するものとする。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	使用料の減免及び徴収猶予
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第19条第1項(第32条第4項及び第34条第3項において準用する場合を含む。)
例規番号	平成9年条例第28号

【基準】

第19条、東大和市営住宅条例施行規則第19条及び第20条の規定による。

(使用料等の減免及び徴収猶予)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

- (1) 使用者又は同居者が地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等の災害による被害を受けたとき。
 - (2) 使用者又は同居者が疾病、失職その他の事由により著しく生活困難の状態にあるとき。
 - (3) 使用者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。
 - (4) 使用者及び同居者の責めに帰すべき事由によらないで、引き続き10日以上市営住宅の全部又は一部を使用することができないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。
- 2 前項の規定による使用料の減免の額及び期間は、規則で定める。
 - 3 第1項の規定による使用料の徴収の猶予の期間は、6月を超えることができない。
 - 4 使用者は、第1項の規定により使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。
 - 5 保証金の減免及び徴収の猶予については、前各項の規定を準用する。

(使用料の減免)

第19条 使用者は、条例第19条第4項の規定による使用料の減免の申請をしようとするときは、市営住宅使用料減免申請書(第23号様式)にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、市営住宅の使用料を減免する必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めてこれを承認することができる。
 - (1) 条例第19条第1項第1号に該当する場合において、当該被害額のうち市長が認定した額を、世帯収入(市長が認める範囲内の収入をいう。以下この条において同じ。)から控除した額が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の額(住宅扶助に係る基準を除く。以下この条において「生活保護基準額」という。)に当該市営住宅の使用料を加えた額未満であるとき。
 - (2) 条例第19条第1項第2号に規定する疾病により、長期にわたる療養を必要とする場合において、当該療養のために支出した、又は支出すべき費用のうち市長が認定した額を、世帯収入から控除した額が、生活保護基準額に当該市営住宅の使用料を加えた額未満であるとき。
 - (3) 条例第19条第1項第2号に規定する失職その他の事由による場合において、失職その他の事由により世帯収入が、生活保護基準額に当該市営住宅の使用料を加えた額未満であるとき。

- (4) 条例第19条第1項第3号に該当する場合において、生活保護法による住宅扶助の受給者で、支給される住宅扶助の額が当該市営住宅の使用料の額に満たないとき。
 - (5) 条例第19条第1項第4号に該当するとき。
 - 3 市長は、前項の規定により使用料の減免を行う場合においては、次の各号に定める場合に
 応じ、当該各号に定める額を減免する。
 - (1) 前項第1号又は第2号に該当する場合で、被害額等のうち市長が認定した額を世帯収入から控除した額が生活保護基準額以下であるとき又は同項第3号に該当する場合で、世帯収入が生活保護基準額以下であるとき 当該市営住宅の使用料の全額
 - (2) 前項第1号又は第2号に該当する場合で、被害額等のうち市長が認定した額を世帯収入から控除した額が生活保護基準額を超えるとき又は同項第3号に該当する場合で、世帯収入が生活保護基準額を超えるとき 当該市営住宅の使用料の額と生活保護基準額を超える部分の収入金額との差額相当額
 - (3) 前項第4号に該当する場合 当該市営住宅の使用料の額と支給される住宅扶助の額との差額相当額
 - (4) 前項第5号に該当する場合 当該市営住宅の全部を使用することができないときは当該市営住宅の使用料の全額又は一部を使用することができないときは当該市営住宅の使用料の2分の1の額の範囲内の額
 - 4 市長は、前2項に規定するもののほか、条例第19条第1項第5号に該当する場合は、1年以内の期間を定めて市営住宅の使用料を減免することができる。この場合において、減免する額は、その都度市長が別に定めるものとする。
 - 5 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、第2項又は前項に規定する減免の要件を審査し、その結果を市営住宅使用料減免承認・不承認通知書(第24号様式)により申請者に通知するものとする。
 - 6 市長は、前項の規定により減免の承認を受けた者が、第2項又は第4項に規定する減免の要件が消滅したと認めるときは、減免の承認を取り消し、その旨を市営住宅使用料減免承認取消通知書(第25号様式)により通知するものとする。
 (使用料の徴収猶予)
- 第20条 使用者は、条例第19条第4項の規定による使用料の徴収猶予の申請をしようとするときは、市営住宅使用料徴収猶予申請書(第26号様式)にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、使用者が条例第19条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、使用者の使用料の支払能力が6月以内に回復すると認めるときは、使用料の徴収の猶予を承認することができる。
 - 3 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、前項に規定する要件を審査し、その結果を市営住宅使用料徴収猶予承認・不承認通知書(第27号様式)により申請者に通知するものとする。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用の許可		
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第45条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【基準】			
第45条の規定による。 (使用許可)			
第45条 市長は、法第45条第1項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。			
2 市長は、前項の規定による許可に条件を付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日